

令和 3 年 10 月 25 日

日中活動系サービス事業所
特定相談支援事業所 管理者様

名古屋市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課長

一般就労している障害者の方が日中活動系サービスを利用する場合の
取扱いに関する留意点等について

日頃は本市の障害福祉行政に多大なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標題の件につきまして、令和 2 年 1 月 29 日本市通知「就労移行支援事業の適正な実施について（通知）」（以下「R020129 本市通知」とする、【別紙 2】）およびウェルネットなごや掲載「一般就労している障害者の方が日中活動系サービスを利用する場合の取扱いについて」【別紙 3】において、本市における取扱いをお示ししておりますが、今回、改めて留意いただきたい点等についてご案内しますので、以下の内容をご確認の上、適切な申請等を経た上で、サービス提供・請求を実施いただきますようお願い致します。

記

1 就労移行支援について

就労移行支援サービス費の算定については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日付け障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の第二の 3 の(3)の①に示すとおり「利用者が就職した日の前日まで算定が可能」であるため、改めてご留意ください。

本市における具体的な対応については、R020129 本市通知の 2、3 をご確認ください。特に利用者に対しては、重要事項説明書に明記する等、利用開始前に説明を行うことおよび利用開始後においても、利用者に報告を求める等の状況把握を適切に行って下さい。事業所が状況把握をできず、サービス利用期間中に利用者が就職していることが判明した場合は、「利用者が就職した日」以降は報酬の返還対象となりますのでご留意ください。

2 就労移行支援以外の日中活動系サービスについて

就労移行支援以外の日中活動系サービスについては、ウェルネットなごや掲載中の「一般就労している障害者の方が日中活動系サービスを利用する場合の取扱いについて【別紙3】」の記載のとおりとなります。利用者からの希望により、その取扱いを実施する場合は必要書類を整えた上で、区役所・支所における申請および支給決定が必要となりますので、ご注意ください。また、事業所は利用者に対して、利用開始前後において、説明や状況把握を適切に行ってください。利用者の状況把握に関しては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第13条において、「提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健福祉サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない」と記載がされておりますので、事業所において、適切に実施いただきますようお願いいたします。

また、本来行うべき申請・支給決定を経ていないまま、サービス提供・請求を行った場合は、報酬の返還対象となりますので、ご注意ください。

なお、特定相談支援事業所においても、利用者やサービス提供事業所等の関係機関と定期的に連絡をとっていただき、適切な利用者の状況把握・情報共有等を実施してください。

3 関係通知等

- ・【別紙1】厚生労働省通知「就労移行支援事業の適正な実施について」
- ・【別紙2】名古屋市通知「就労移行支援事業所あて（通知）」
- ・【別紙3】「一般就労している障害者の方が日中活動系サービスを利用する場合の取扱いについて」

問い合わせ先
(認定支払係)
TEL 052-972-2639